

対象者と、当該対象者の退院後の地域社会における処遇に携わる指定通院医療機関、保護観察所、都道府県・市町村等の設置する専門機関のスタッフとが面談する機会を設ける。

キ 退院許可又は入院継続の申立て

- 指定入院医療機関は、入院医療の必要性がないとして退院許可の申立てを行おうとする場合、引き続き入院医療の必要性があるとして入院継続の申立てを行おうとする場合は、院内会議を開催するなどして、当該対象者の退院地の生活環境の調整の状況について保護観察所と協議する。
- 退院地保護観察所は、当該対象者の退院後の地域社会における処遇に携わる関係機関等から必要に応じ意見を聴取した上、当該退院地において継続的な医療が確保できるかどうかについての意見を、指定入院医療機関に提出する。
- 指定入院医療機関は、保護観察所からの意見を付して、裁判所に対し、退院許可等の申立てを行う。
- 保護観察所は、退院許可等の申立てが行われた場合は、その旨を当該対象者の退院後の地域社会における処遇に携わる関係機関等に連絡する。

(3) 通院決定又は退院決定の場合の対応

ア 通院決定時又は退院決定時における対応

- 退院決定に当たっては、指定入院医療機関及び入院地保護観察所と、指定通院医療機関、退院地保護観察所等地域社会における処遇に携わる関係機関との間で、必要な情報を交換するなどして、処遇の継続性の確保に配慮する。
- 保護観察所は、対象者から居住地の届出を受けるとともに、地方厚生局にその内容を通知する。通知を受けた地方厚生局は、当該対象者の通院医療を担当する指定通院医療機関を正式に決定し、保護観察所に通知する。

イ 処遇の実施計画の作成

- 保護観察所は、ケア会議を開催するなどして、指定通院医療機関、都道府県・市町村等と協議の上、速やかに処遇の実施計画を作成する。この場合、指定入院医療機関から退院した対象者については、生活環境の調整の過程で作成された処